

消防用設備 消火設備設置基準表

防火対象物区分 関係法令・設備・区分			令10条 消火器具				令11条 屋内消火栓設備				令12条 スプリンクラー消火設備				令13条 - 18条 水噴霧消火設備						令19条	令20条				
			一般	地階・無窓階、又は3階以上	指定可燃物	設置に関する細則	設置免除及び個数の減少	一般	地階・無窓階、又は3階以上	指定可燃物	設置に関する細則	設置免除及び個数の減少	一般	地階又は無窓階	4階以上10階以下	11階以上の部分	設置に関する細則	設置免除及び個数の減少	飛行機格納庫	駐車場の用に供する部分	道路の用に供される部分	通信機室	電気設備室	指定可燃物等	設置に関する細則	屋外消火栓設備
項	分類	用途																								
1	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	全部																							
	ロ	公会堂又は集会場	延べ150																							
2	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブその他これらに類するもの	全部																							
	ロ	遊技場またはダンスホール																								
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗。その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。																								
3	イ	待合・料理店その他これらに類するもの。	150																							
	ロ	飲食店																								
4	イ	百貨店・マーケット・その他の物品販売業を営む店舗又は展示場																								
5	イ	旅館ホテル・宿泊所その他これらに類するもの。	150																							
	ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅。																								
6	イ	病院・診療所又は助産所。	300																							
	ロ	老人福祉施設・有料老人ホーム・介護老人保健施設・救護施設・更正施設・児童福祉施設・身体障害者更正援護施設・知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設。																								
	ハ	幼稚園・盲学校・聾学校又は養護学校。																								
7		小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの。	300																							
8		図書館・博物館・美術館・その他これらに類するもの。	700																							
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの。	150																							
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場。																								
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	300																							
11		神社・寺院・教会その他これらに類するもの。	700																							
12	イ	工場又は作業所	150																							
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ																								
13	イ	自動車車庫又は、駐車場	300																							
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫																								
14		倉庫	700																							
15		前各項に該当しない事業所	1000																							
16	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ6項または9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。	全部																							
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物																								
16の2		地下街	150																							
16の3		建築物の地階(16項の2に掲げるものを除く)で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項 または9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る)																								
17		文化財保護法の規定によって重要文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物。																								
18		延長50m以上のアーケード																								
19		市町村長の指定する山林																								
20		総務省令で定める舟車	全部																							

消火栓の床面積は耐火は3倍、準耐火は2倍読みとする

株式会社 西日本防災システム

NISHINIOH BOHSAI SYSTEM Co.,Ltd